

フリーリターン特約規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社ジェイエス（以下 事務局という）が事務委託を受けている種牡馬の所有者の依頼に基づいたフリーリターン特約に関する必要な事項を定めるものである。

(フリーリターン特約の定義)

第2条 事務局は次の種付権利にて種付された繁殖牝馬、又はその産駒のいずれかが第4条に定めるフリーリターン事故に該当した場合、翌種付年度に限り再度同一の種牡馬について第3条に定める場合を除き、無償にて種付できる特約（以下 フリーリターン特約という）を付与する。

(1) 単年度種付権利（無償権利を含む。ただし、付与されない場合も有る）

(2) 条件付単年度種付権利のうち、受胎条件付余勢種付権利（以下「余勢種付権利」という）。ただし、以下の条件をすべて満たす場合に限るものとする。

①種付権利売買契約書又は条件付種付権利配合申込書に定められた支払期日までに、所定の種付料が全額支払われていること。

②種付料の一部又は全部が返還されていないこと。

(余勢種付権利における種付料差額の徴収)

第3条 前条(2)に定める余勢種付権利において、種付料が翌種付年度において増額されている場合で所有者が求めるときは、その差額を事務局が指定する期日までに支払わなければならない。

(フリーリターン事故)

第4条 フリーリターン事故とは、次の各号の何れかに該当する場合をいう。

(1) 不受胎の場合

(2) 流産、死産又は繁殖牝馬の死亡に伴い胎児が死亡した場合

(3) 出生後1ヵ月以内に産駒が死亡した場合

(不種付時の取り扱い)

第5条 第2条(1)に定めるフリーリターン特約が付帯している単年度種付権利を保有し当該年度に種付をしようとした者が何らかの理由によりその種付権利を行使できなかった場合、事務局は状況に応じてその種付権利について特例として本特約を適用するかどうかの判断をすることができる。

(フリーリターン種付権利の申請方法等)

第6条 フリーリターン特約に基づく種付権利（以下 フリーリターン種付権利という）を申請する場合は、フリーリターン事故発生後、速やかに次の書類を添えて事務局へ提出しなければならない。

(1) 事務局所定の「フリーリターン種付権利申請書」

(2) フリーリターン事故の事由が明記された獣医師による診断書

(3) 当該種付証明書

2 前項に基づき申請があった場合、又はその結果として種付が行われた場合において、これらに起因する一切の責任はその申請人に帰属し、事務局はいかなる者に対しても何等の責任は負わない。

3 フリーリターン特約により種付する繁殖牝馬は、申請人において任意に選定できるものとする。

(フリーリターン種付権利の失効及び種付制限等)

第7条 事務局は次の各号の何れかに該当する場合、フリーリターン種付権利を失効、若しくは権利の行使に制限を課することができる。

- (1) 当該種牡馬が死亡した場合、種付不能となった場合、又は外国へのリース等により日本国内での種付が不可能となった場合
- (2) 種牡馬としての登録が抹消された場合
- (3) 当該種牡馬の売却、譲渡、繋養地変更、その他の事由により当該種牡馬の所有者、又は事務局が変更となった場合
- (4) 種牡馬の健康状態の悪化、受胎率の低下、その他不測の事態等により、種付業務の遂行に支障が生じた場合、又はその恐れがあると事務局が判断した場合
- (5) フリーリターン種付権利を第三者に売却又は譲渡した場合

2 前項の事由によりフリーリターン種付権利による種付が不可能となった場合であっても、当該種牡馬の所有者及び事務局は、当該種付権利者又はその他いかなる者に対しても何等一切の責任は負わない。

(調査及び不当請求等)

第8条 事務局はフリーリターン種付権利に関して、必要に応じて調査を実施し、当事者等に対して必要な説明又は証明を求めることができる。

2 種牡馬の所有者は、フリーリターン種付権利に関して不当な種付があった場合、その者に対し、種付料相当の損害を含む一切の損害の賠償を求めることができる。

(事務局の権限)

第9条 本規程に定めのない事項、又は不測の事態や疑義が生じた場合には、事務局がその最終判断を下すものとする。

2 前項に基づき事務局が下した判断等について、いかなる者も異議等を申し立てることはできない。

(施行期日)

第10条 この規程は、2026年6月23日から施行する。